

# ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

## 平成 29 年度事業実施計画(案)

平成 29 年 4 月

香 川 県

## 1. はじめに

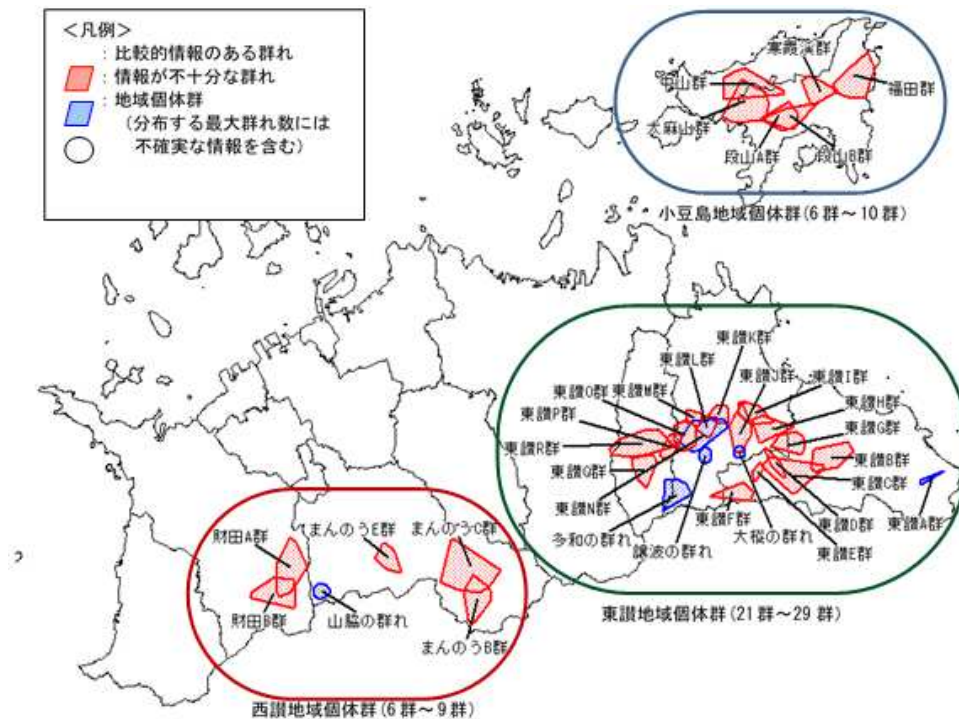
本計画は、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（以下「サル管理計画」という。）に基づき、平成 29 年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

## 2. 生息状況と個体数管理の考え方

### (1) 生息状況

平成 24～25 年度に実施した生息状況調査の結果、県内には合計 33 群が生息し、その生息頭数は 3,111～4,546 頭であると推定された。香川県では、分布の連続性を考慮して、県内の地域個体群を東讃、西讃、小豆島の 3 つに区分し、それぞれの地域個体群を健全に保全することを目標としている。

平成 27 年度以降の調査では、多くの群れで生息頭数が減少していることが明らかになった。これは、前計画で積極的に捕獲を実施した効果であると考えられる。



香川県内のニホンザル群れ分布（生息状況調査）

### 生息頭数が把握できている群れと最新の生息頭数

地域 個体群	群れの名称	通称	生息頭数		増減数
			H24H25 年度調査	最新調査(年度)	
東讃	東讃C	入野山	110	45(H28)	▲ 65
	東讃M	長尾名	81	54(H27)	▲ 27
	東讃G	水主	94		-
	東讃H	南川北	143		-
	東讃I	田面	143	75(H28)	▲ 68
	東讃J	南川南	132	138(H28)	6
	東讃K	石田	60		-
	東讃L	小倉	94		-
	東讃O	前山	112	119(H27)	7
	東讃P	東鹿庭	50		-
	東讃R	鹿庭・城	136		-
西讃	まんのうB	勝浦	43		-
	まんのうC	中通	59	40(H28)	▲ 19
	まんのうE	塩入	55	34(H27)	▲ 21
	財田A	財田北	56	34(H27)	▲ 22
	財田B	財田南	62	32(H28)	▲ 30
	財田C	財田西	-	30(H28)	
小豆島	中山		43		-
	太麻山		117		-
	段山A		50~80		-
	寒露溪		319	183(H27)	▲ 136
	福田		51	37(H27)	▲ 14

※ 下線は特に加害性が高い群れ

#### (2) 個体数管理の考え方

サル管理計画に定める具体的な管理目標を達成するため、積極的な捕獲と侵入防止柵の設置に努めると同時に、県内の地域個体群の保全を図るものとする。なお、ニホンザルの捕獲は被害実態に応じ行うものであることから、具体的な年間捕獲目標は設定しない。

#### 3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域個体群の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。

##### (1) 個体群管理

##### ① 有害鳥獣捕獲

##### 1) 許可基準の設定

市町は、許可に当たっては、第12次鳥獣保護管理事業計画に定めるほか、次の基準のい

いずれかに該当することを許可基準として設定する。

### サルの有害鳥獣捕獲許可基準

区分	内容
基準 1	✓ 地区猟友会等の捕獲実施主体に対し必要な協力が行われるよう、関係機関等で構成する市町の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として被害対策に取り組んでいること。
基準 2	✓ 実際に侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。
基準 3	✓ 住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること

## 2) 許可に当たって特に留意すること

ア 許可に当たっては、被害等の発生状況に応じて、被害の発生区域及びその隣接地を対象とするなど、因果関係のある区域に限定する。

イ 市町は、対象となる群れが県の実施するモニタリング調査の対象となっている場合には、事前に県と協議し、許可頭数を決定する。

ウ 住居集合地域等に出没し、生活環境への被害を発生させているサルについては、積極的に捕獲する。

## ② 管理捕獲

県は、特に加害性が高い群れを対象に管理捕獲を実施する。

管理捕獲の対象とする群れは、これまでの調査結果、又は電波発信器等により、管理捕獲の対象となる群れが客観的に判別されていることに加え、次のいずれかの基準に該当することを条件とする。

なお、対象とする群れ及び当面の管理目標等については、専門家及び関係者からなる検討会での議論を踏まえて決定し、「事業実施計画」に基づき捕獲を実施する。

さらに、管理捕獲実施基準 1 の「加害性の高い群れであること」の基準については、地域住民の感覚に基づいて、被害の程度を客観的かつ定量的に評価する住民アンケートを実施し、その結果に基づき判断する。

### サルの管理捕獲実施基準

区分	内容
基準1	✓ 管理捕獲のみでは対応が困難な*加害性の高い群れであること
基準2	✓ 群れの個体数が100頭を超えていること
基準3	✓ 群れ全体の生活場所の半分以上が住居集合地域等や農耕地になっているか、又は、住居集合地域等容認できない地域に群れの遊動域が拡大していること

※ 群れの数が50頭以上100頭未満である場合には、地域住民に対しアンケート調査等を行い、加害レベルが一定基準を超えていること。

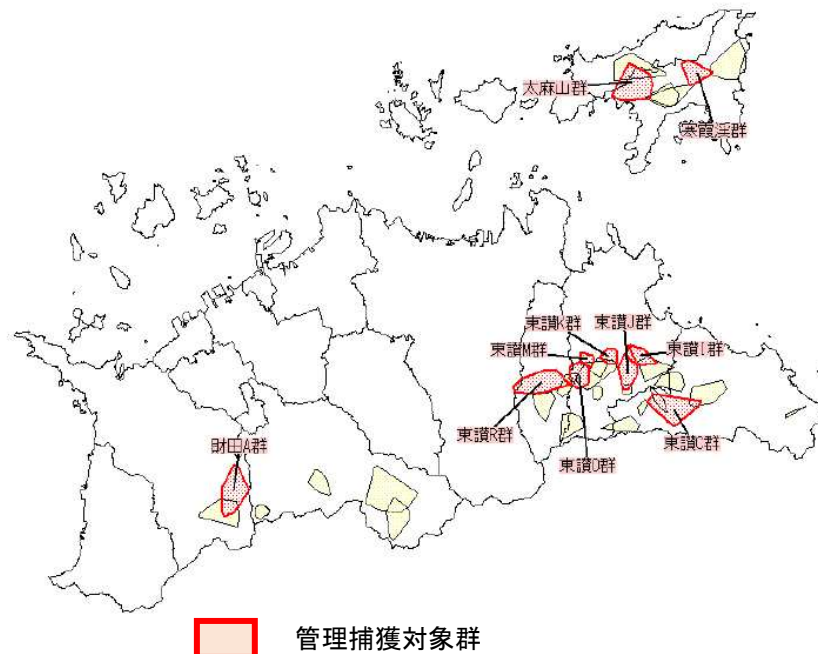
平成29年度において管理捕獲を行う群れについては次のとおり定める。

今年度の管理目標については、前年度に引き続き、無害化を図るため積極的に捕獲を実施するものとするが、平成28年度の捕獲の結果、実施要件に該当しなくなった可能性の高い群れについては、モニタリング調査の結果や被害発生状況を勘案したうえで、捕獲の実施を再検討するものとする。

地域個体群	群れ（通称）	該当する管理（数の調整）捕獲の実施要件 <sup>※2</sup>		
		基準1	基準2	基準3
東讃	東讃C群（入野山群）	○		
	東讃I群（南川北群）	○	○	○
	東讃J群（南川南群）		○	
	東讃K群（石田群）			○
	東讃M群（長尾名群）	○		○
	東讃O群（前山群）		○	
	東讃R群（鹿庭・城群）		○	
西讃	<sup>※1</sup> 財田A群（財田北群）	○		○
小豆島	太麻山群	○	○	
	寒霞溪群		○	

<sup>※1</sup> 平成28年度の管理捕獲の結果、実施要件に該当しなくなった可能性の高い群れ。

<sup>※2</sup> 該当する管理捕獲の実施要件は、モニタリング調査及びアンケート調査の結果や被害発生状況により変更する場合がある。



### ③ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

#### (2) 被害対策

##### ① 侵入防止柵等の普及

侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センターによる現地指導を行うことにより、作物の種類や現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

##### ② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で主導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

##### ③ 住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

#### (3) 生息環境管理

##### ① 森林管理

造林事業等を活用した人工林の間伐を推進するほか、モニタリング調査の対象となっている群れについては、行動圏域における森林の利用状況を把握するように努め、将来的に保全すべき自然度の高い森林の満たすべき条件について検討するものとする。

## ② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理による誘引物の除去等の取り組みを積極的に行うように支援する。

### 4. モニタリング調査

#### (1) 生息状況調査

##### ① 個体数調査

地域個体群ごとに2群以上を選定し、毎年、群れの状態をモニタリングする。モニタリング対象群については、電波発信器を装着し群れの動向を把握しておくとともに、毎年個体数カウントを実施し、性別や年齢構成などのデータを蓄積する。

各地域個体群のモニタリング対象群は次のとおりとする。

なお、電波発信機の状態や群れの位置によってモニタリング対象群の個体数のフルカウントが難しい場合には、隣接群を適宜対象とするなど2群以上のカウントに努めるものとする。

地域	群れ（通称）	群れの個体数	備考
東讃	東讃C群（入野山群）	45頭（H28）	管理捕獲対象群
	東讃J群（南川南群）	132頭（H25）	管理捕獲対象群
西讃	まんのうC群（中通群）	40頭（H28）	
	財田C群（財田西群）	30頭（H28）	
小豆島	太麻山群	117頭（H25）	管理捕獲対象群
	寒霞溪群	183頭（H27）	管理捕獲対象群

##### ② 捕獲個体調査

捕獲した個体については、捕獲方法、場所、性別、年齢を調査票により記録する。

##### ③ 絶滅確率の計算と将来予測

県は、①②のデータ等に基づき、毎年、地域個体群ごとに絶滅確率の推定を行い、20年後の地域ごとの絶滅確率が目標とする0.01%未満になるように、必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 農業被害調査

農業共済による作物ごとの被害金額や集落アンケート調査による被害実態調査を実施する。

### (3) 「香川県野生鳥獣対策システム」の活用

ニホンザルの集落や住居集合地域への出没状況（群れ、ハナレザル）や農業被害の状況など、県民から通報のあった情報を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、情報共有を図る。